

確立愛努政策實施之中的日本法律課題

アイヌ施策の確立における日本の法的課題

How to Confirm the Legal Issues When Enacting the Ainu Policy

文・圖 | 落合研一 OCHIAI Ken-ichi

(北海道大學愛努 先住民研究中心准教授)

譯者 | 陳由璋 (政治大學民族學系博士生)

文責・圖 | 落合研一 OCHIAI Ken-ichi

(北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授)

訳者 | 陳由璋 (政治大学民族学学科博士後期課程)



2013年から始まった「イランカラッテ」キャンペーンのロゴマーク。アイヌ語とアイヌ文様を組み合わせたデザインを使用し、アイヌ語の「こんにちは」で北海道の特色を押し出している。(出典:「イランカラッテ」キャンペーン推進協議会 <http://www.irankarapte.com/>)

2013年迄今産官學合作舉辦的irankarapte活動標誌。設計概念結合了愛努語與愛努紋樣。以愛努語的您好打造北海道的當地特色。(圖片來源:「イランカラッテ」キャンペーン推進協議 <http://www.irankarapte.com/>)

台湾からも大勢の人々が観光に訪れてくださる北海道。今年、この北の大地が北海道と命名されてから150周年にあたります。

1868年、王政復古の大号令によって、徳川幕府に代わる新政府が成立しました。新政府である明治政府は、北の大地を開拓してロシアに対する「北門の鎖鑰」とするため、1869年8月に開拓事業を所管する開拓使を設けると、その翌月、北の大地を北海道と命名しました。明治政府は、伊勢(現在の三重県)出身の探検家で、幕末に北の大



その先の、道へ。北海道 Hokkaido, Expanding Horizons.

「その先の、道へ。北海道」(画像引用:公式サイト「北海道150年事業実行委員会」)

「通往前方的道路。北海道」(圖片引用:官方网站「北海道150年事業実行委員会」)

台湾也有許多人蒞臨北海道觀光。今年、這片「北之大地」被命名為北海道至今正好是150週年。

1868年、因王政復古の大号令、成立新政府取代徳川幕府。為新政府的明治政府、為了開拓北之大地、並作為「北門之鎖鑰」來面對俄羅斯、1869年8月設置管理開拓事務的開拓使、隔月將北之大地命名為北海道。明治政府聘任伊勢(現在的三重縣)出身的探險家、曾於幕末多次到訪北之大地

地を何度も訪れてアイヌ語地名を詳細に記録した松浦武四郎を開拓使の判官という役職に就けると、北の大地の名称について意見を求めます。松浦は、候補として「日高見・北加伊・海北・海島・東北・千島」の6道を奏上しました。「王政復古」とは、天皇が政事を執っていた奈良時代(8世紀)の統治体制を復活させるという意味ですが、その当時、天皇の統治範囲は五畿七道に区分されていました。明治政府が松浦の奏上した候補から北加伊(hokkai)道を選び北海(hokkai)道と命名したことは、天皇の統治が北の大地にもおよんだことを宣言する意味がありました。つまり、明治政府が北の大地を日本国の領土にしたということが出来るわけです。

1871年、明治政府は、「府藩縣一般戸籍之法」という最初の戸籍法を布告すると、アイヌの人々を「臣民一般(華族・士族・卒・詞官・僧侶・平民)」の平民として戸籍に編製しました。市民革命を経て近代国家となった西欧諸国において、国民とは国籍を有する者であり、だからこそまず国籍法を定めて誰が国民なのかを明確にしたのですが、明治政府が国籍法を定めたのは1899年



松浦武四郎 (出典:ウィキペディア「松浦武四郎」)

松浦武四郎 (資料來源:日文維基百科「松浦武四郎」)

詳細記録愛努語地名の松浦武四郎為開拓使の審査官、就北之大地の名稱向他尋問意見。松浦上奏了「日高見・北加伊・海北・海島・東北・千島」六個候選名稱。所謂的「王政復古」是讓奈良時代(8世紀)由天皇執政的統治體制得以復活的意思。當時、天皇的統治範圍區分為五畿七道。明治政府從松浦上奏的候補中選出「北加伊(hokkai)道」、命名為「北海(hokkai)道」、這件事具有宣示天皇的統治達到了「北之大陸」之意涵。這也就是、明治政府可將北之大地做為日本國領土的理由。

1871年、明治政府公告了「府藩縣一般戸籍之法」這最早的戸籍法後、將愛努人以「臣民一般(華族・士族・卒・詞官・僧侶・平民)」の平民編入戸籍。歷經市民革命成為近代國家的西歐各國中、所謂的國民是擁有國籍者、因此才首先要訂定國籍法明確誰是國民、但明治政府訂定國籍法是1899年的事情。因此、嚴格來說並不是「臣民一般=國民」、但應該可以說明治政府藉由此戸籍法想將愛努民族統合成日本國民。



五畿七道：五畿七道（ごきしちどう）とは、古代日本の律令制における、広域地方行政区画である。畿内七道（きないしちどう）とも呼ばれた。1869年（明治2年）、北海道（令制）が新設されてからは五畿八道と呼ばれる。（出典：ウィキペディア「五畿七道」）

五畿七道：所謂五畿七道（GOKISHICHIDOU）は古代日本律令制度中、廣域地方區域區劃。也稱作畿内七道（KINAIISHICHIDOU）。1869年（明治2年）、新設北海道（令制）之後稱為五畿八道（資料來源：日本維基百科「五畿七道」）

のことです。したがって、厳密には「臣民一般＝国民」ではないのですが、明治政府はこの戸籍法によってアイヌ民族を日本国民に統合したといえるでしょう。

北海道命名150周年という、1869年に開拓事業が開始されてから、漁業・農業・林業・観光業等を成長させながら500万以上の人々が暮らす

說到北海道命名150週年，是僅著眼於從1869年開始開拓事務，漁業、農業、林業、觀光業等成長並發展到現今500萬以上人居住生活的情況，但是愛努民族一直以來所生活的北之大地被當作日本國的領土，光是語言等文化就有所差異，但也不管從以前就有視彼此為不同的我群跟你群這個認知，

現在に至るまでの発展ばかりが目立っていますが、それまで暮らしてきた北の大地を日本国の領土とされ、言語をはじめとする文化も異なっており、お互いにわたしたちとあなたたちは異なると認識してきたにもかかわらず、日本人が圧倒的多数を占める日本国民に統合されてしまったアイヌ民族の苦難の150年であることも忘れてはいけません。

日本と台湾の憲法事情

日本では、2008年6月6日に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会の衆参両院で満場一致で可決されると、同日、内閣官房長官も「アイヌの人々が日本の先住民族であるとの認識のもと、総合的なアイヌ施策を確立していく」との談話を発表しました。以来10年が経ちましたが、アイヌ施策の現状は、原住民族に関する様々な施策が実施されている台湾とは比べようもありません。とはいえ、そこには日本と台湾の異なる憲法事情が影響しています。

台湾戦後から約40年後の1987年に戒厳令が解除されると、1991年には民主制を確立するため中華民国憲法が改正され、立法院に平地山胞及び山地山胞各3名の特別議席が設けられました。94年の3次改正で「山胞」が「原住民」に、97年の4次改正で「原住民」が「原住民族」に改められると、98年の原住民族教育法以来、原住民身分法、原住民族基本法等々の法律が制定され、2014年までに16族群が原住民族に認定されています。原住民族施策のこのような進展が「正名運動」をはじめ

愛努民族還是被統合到日本人占壓倒性多數的日本國民之中，愛努民族苦難的150年也是我們不可忘記的。

日本跟台灣的憲法情況

在日本，2008年6月6日於國會眾參兩院全場一致下通過了「要求愛努民族為先住民族之決議」後，同日，內閣官房長官也發表了「基於愛努族人為日本的先住民族此認知，將確立實施綜合性的愛努政策」此談話。之後雖歷經10年，但愛努政策實施現狀來說，還是無法跟實施各種原住民族相關政策的台灣相提並論，雖說如此，這是因為日本受到與台灣不同的憲法情況所影響。

台灣從戰後約40年的1987年解除戒嚴令，1991年為確立民主制度進行中華民國憲法修正，於立法院設立平地山胞以及山地山胞各3名的特別席次。94年的第3次修憲中，將「山胞」改成「原住民」，97年的第4次修憲中將「原住民」改為「原住民族」後，98年原住民族教育法之後，制定原住民族身分法、原住民族基本法等法律，2014年為止認定原住民族為16族群。如此原住民族政策實施的進展，不需要說正是從「正名運動」以來的原住民族的努力成果，但在中華民國憲法上明確記載「原住民族」此法定身分這件事也很重要。

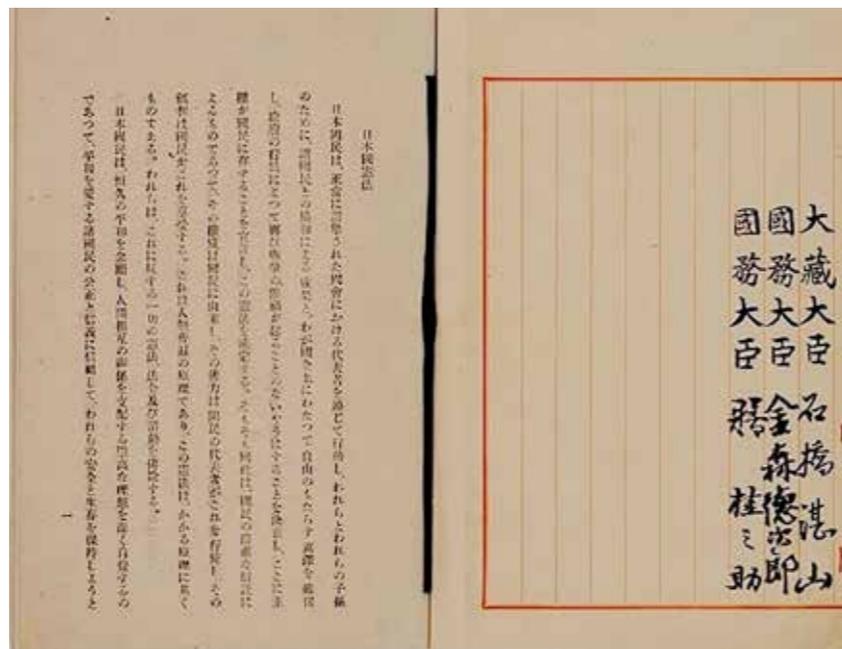
另一方面，1945年制訂的日本國憲法明文規定的法律身分只有「國民」，在第14條中規定「所有國民，在法律之下平等，因

めとする原住民族の努力の成果であることはいうまでもありませんが、「原住民族」という法的身分が中華民国憲法に明記されたこともまた重要です。

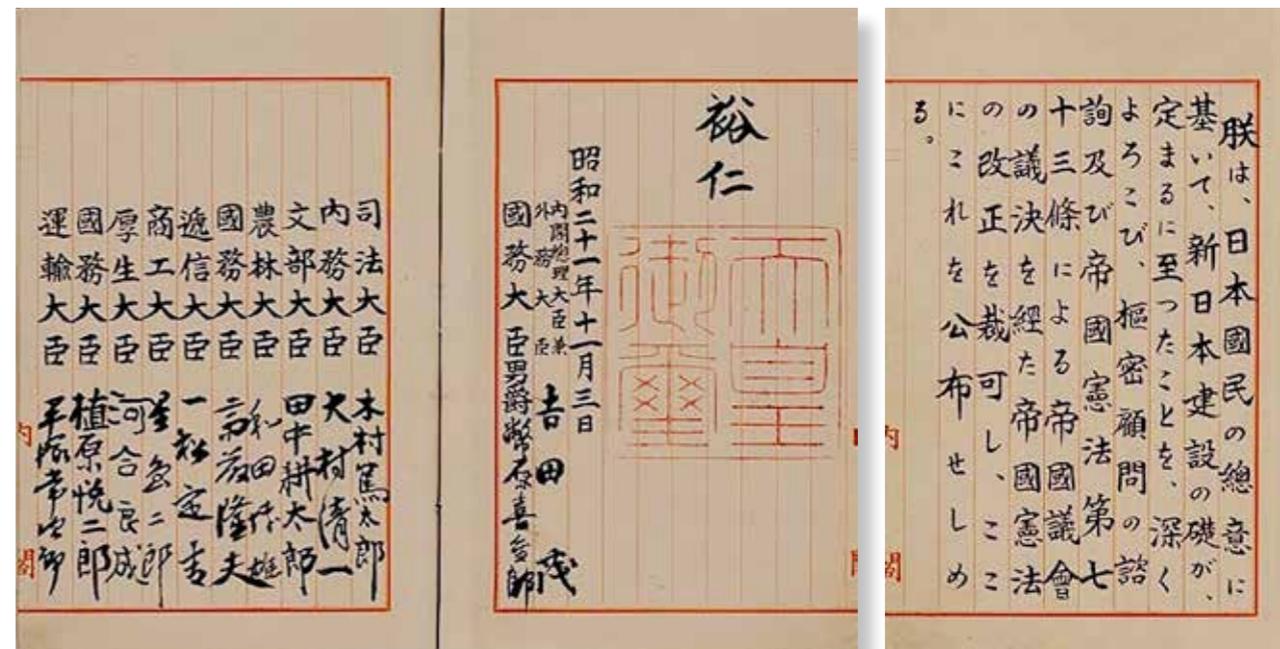
他方、1945年に制定された日本国憲法に明記されている法的身分は「国民」だけであり、14条には「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種...により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されています。明治政府は、アイヌ民族を日本国民に統合した際、アイヌ民族の文化を天皇の臣民に相応しくない陋習とし、そのいくつかを禁止しま

したが、日本国憲法のもとではこのような施策は許されません。したがって、14条はアイヌ民族にとっても重要な条項ですが、他方でアイヌ民族のみを対象とする優遇施策や権利の確立を困難にしています。もちろん、アイヌ民族のみを対象とする施策も合理的理由があれば実施できますし、充分な合理的理由もあるのですが、14条は、アイヌ民族のみを対象とする施策が日本人（大和民族）や他の少数民族に対する差別と受けとられかねない論理構造を抱えてしまっているわけです。

人種...、於政治上、經濟上又或社會上關係中、不受歧視」。明治政府將愛努民族統合到日本國民之際、將愛努民族的文化視為不符合天皇臣民的陋習、將其中多項加以禁止、但日本國憲法之下是不允許這樣的政策實施。因此、第14條對愛努民族來說是重要的條目、但另一方面只以愛努民族做為對象實施優遇政策或確立權利則變為困難。當然、只以愛努民族為對象的政策實施如果有合理性理由的話是可以實施、雖也有充分的合理性理由。但第14條所具有理論構造是會



『日本国憲法』の原本（1946年）。（出典：ウィキペディア「日本国憲法」）
《日本國憲法》手稿原本（1946年）。（資料來源：日文維基百科「日本國憲法」）



日本と台湾の戸籍事情

北海道政府による「北海道アイヌ生活実態調査」では、道内の全世帯とアイヌ世帯との経済的格差が現在も認められ、格差是正施策が求められます。格差是正施策としては、生活や進学への支援金の給付、進学や就職における優遇等が考えられます。

ところで、民族の定義には客観的要件と主観的要件があるといわれています。客観的要件とは血統、主観的要件とはアイデンティティです。日本国憲法は「個人の尊重」を定めているため、個

讓只以愛努民族為對象的政策實施、可能被看作是對日本人（大和民族）或其他少數民族的歧視。

日本與台灣的戶籍情況

北海道政府所做的「北海道愛努生活實態調査」中、現在也承認北海道內的全部家庭與愛努家庭有經濟上的差距、也被要求實施彌除差距的政策。做為實施彌除差距的政策、可以想到的有提供生活或升學的補助費、升學或就業上的優待等方法。

人のアイデンティティを尊重すべきであり、原則としては、客観的要件を充たしていないからアイヌではないとすることは不適切です。しかし、給付施策の受給資格となれば、フリーライダー（アイヌであるというアイデンティティがないのに給付申請する者）を排除するため、どうしても客観的要件が必要になります。したがって、申請者は、アイヌの祖先がいることを行政に証明しなければなりません。

台湾でも原住民族身分の取得には血統が必要ですが、その証明方法として、日本統治期に編製された戸籍のみが利用されているようです。日本にも1871年以来の戸籍がありますが、アイヌの血統の証明方法を戸籍のみとするには慎重にならざるをえない事情があります。

明治政府は、1871年に布告した戸籍法において、華族、士族、平民等を記載する族称欄を設けましたが、書式を規定しませんでした。また、アイヌの人々を平民として戸籍に編製することにしながらその書式も定めなかったため、記載内容が統一されませんでした。名前欄については、①アイヌ語の名前をカタカナで記載したもの、②日本語に改めさせた名前を漢字で記載したもの、族称欄については、③平民とだけ記載したもの、④平民の他に古民、土人、旧土人等と記載したものがあるといわれています。②-③の戸籍だと祖先がアイヌであることを証明できないわけです。このような日本の戸籍事情が、アイヌ民族に対する格差は正施策の確立を困難にしています。なお、1871年の戸籍法に基づいて編製された戸籍を壬申

然而・對於「民族」的定義被說有客觀性條件與主觀性條件。所謂的客觀性條件是血統・主觀性條件是自我認同。因為日本國憲法訂定為「個人之尊重」・所以應該要尊重個人的自我認同・原則來說・因為沒有滿足客觀性條件所以不是愛努這樣的情況是不適當的。但是・如果要有實施給付政策的領取資格・為了要排除free rider（申請領取者本身為愛努但沒有自我認同的人）・所以怎樣來說客觀性條件都是必要的。因此・申請者必須要向行政單位證明自己祖先為愛努族人。

在台灣要取得原住民族身分來說血統也是必要的，但其證明方法，是只使用日本統治時代所編製的戶籍。在日本1871年之後也有戶籍，但證明愛努的血統方式只以戶籍的話則存在著不得不謹慎的情況。

明治政府，在1871年所公告的戶籍法中，雖然設有族稱欄記載華族、士族、平民等，但沒有規定書寫格式。另外，雖然將愛努族人以平民身分編入戶籍但其書寫格式也因為沒有加以規定，所以並未統一記載內容。一般來說，針對姓名欄部分，有①以片假名記載愛努語的名字、②以漢字記載改成日語的名字，就族稱欄部分，有③只記載平民、④平民外有記載古民、土人、舊土人。因為如果是②-③的戶籍的話就無法證明祖先是愛努人。如此日本的戶籍情況，造成對愛努民族的差距彌除政策實施之確立有所困難。另外，依據1871年戶籍法所製作的戶籍

戸籍といいますが、1886年に戸籍の書式が統一され、1898年の戸籍法改正によって、壬申戸籍は改正原戸籍として扱われるようになりました。壬申戸籍には日本国憲法のもとでは認められない身分等が記載されているため、現在では行政文書非該当とされており、開示請求しても閲覧できません。◆

稱為壬申戸籍，但1886年統一戸籍の書寫格式，因1898年の戸籍法修正，壬申戸籍被視為修正原戸籍。壬申戸籍之中因為記載了日本國憲法之下不被承認的身分等，所以現在被當作非該當行政資料，即使申請調閱也無法閱覽。◆

作者簡介 | プロフィール

落合研一 OCHIAI Ken-ichi

北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授

1975年新潟県新潟市に生まれる。北海道大学法学部に入学した1999年より札幌市在住。同大学大学院法学研究科博士後期課程を中途退学し、2011年2月に同大学アイヌ・先住民研究センター助教に着任。2014年4月より現職。専門は憲法学。

中華民国憲法やアメリカ合衆国憲法のように、原住民族やIndian Tribeといった法的身分が憲法に明記されていない日本国憲法のもとでのアイヌ政策の可能性について研究。センター着任後は、「北海道アイヌ生活向上推進方策検討会議」の委員や、内閣官房アイヌ政策推進会議内に設けられた「民族共生象徴空間への多様な参画の確保方策検討部会」の座長（アイヌ・先住民研究センターの北原次郎准教授との共同座長）を務め、憲法だけでなく、国際法、国際人権法、知的財産法等にも視野を広げながら、アイヌ民族や国内法制度の実情に即した具体的施策について提言。北海道大学法学部では、日本国内の法学部で唯一の「先住民法」の講義を担当。（写真は2013年11月屏東原住民族文化園區で撮影）

落合研一 OCHIAI Ken-ichi

北海道大学愛努・先住民研究センター准教授（副教授）



1975年出生於新潟縣新潟市。1999年入學北海道大學法學部後居住於札幌市。同大學大學院法學研究科博士後期課程中途休學，2011年2月就任同大學愛努・先住民研究中心助教。2014年4月起就任現職。專攻為憲法學。

如同中華民國憲法或美國憲法，日本國憲法沒有在憲法中明文規定原住民族或Indian Tribe如此法律身分，本人於該憲法情況之下，研究愛努政策之可能性。就任中心職務後，擔任「民族象徴空間之多樣參與確保方策検討部會」主持人（與北海道大學愛努・先住民研究中心的北原次郎太副教授同為共同主持人），不限於憲法，也拓展視野到國際法、國際人權法、智慧財產法

等，針對符合愛努民族或國內法制度的實情的具體性政策實施提出建言。在北海道大學法學部，擔任日本國內法學部中唯一的「先住民法」課程。（2013年11月屏東原住民族文化園區留影）